

議会運営委員会

令和2年12月22日
委員会室

1 開会

2 配布資料の確認

3 協議事項

- (1) 第79回3月定例会の日程等について
- (2) 第78回12月定例会の反省等について
- (3) 事務組合議会議員及び各種審議会協議会委員等選出について
- (4) その他

4 今後取り組むべき課題について

- (1) 総合計画を議決事件とすることについて
- (2) 公聴会・参考人招致等専門的知見・大学連携について
- (3) その他

5 その他

第79回西脇市議会 3月定例会の日程等について

記

1 招集予定日と主な議案

(1) 招集予定日

令和2年2月26日（金）午前10時

(2) 提出予定の主な議案

ア 当初予算（令和3年度一般会計予算ほか）

イ 補正予算（令和2年度一般会計予算ほか）

ウ その他

2 日程及び会期等

(1) 日 程

2月19日（金）午前9時30分～ 議会運営委員会

24日（水）午前9時30分～ 議案説明会

26日（金）午前9時30分～ 議員協議会

午前10時00分～ 本会議（第1日）

《本会議終了後、資料請求等調整会》

3月1日（月）正午 施政方針・議案質疑通告締切

5日（金）午前10時00分～ 本会議（第2日）

8日（月）午前10時00分～ 本会議（第3日）

《本会議終了後、予算常任委員会質疑事項打合せ。第3日を使用しない場合は、第2日終了後》

9日（火）午前9時30分～ 文教民生常任委員会

10日（水）午前9時30分～ 総務産業常任委員会

12日（金）午前9時30分～ 予算常任委員会

15日（月）午前9時30分～ 予算常任委員会

16日（火）午前9時30分～ 予算常任委員会

17日（水） 委員会予備日

18日（木）正午 一般質問通告締切

19日（金）正午 討論通告締切

（一般質問の通告数等により、午後1時30分から議会運営委員会を開催）

24日（水）午前9時30分～ 議員協議会

午前10時00分～ 本会議（第4日）

25日（木）午前10時00分～ 本会議（第5日）

26日（金） 予備日

29日（月）午前9時30分～ 議会運営委員会

(2) 会 期

2月26日（金）から3月26日（金）までの29日間

3 今後の日程について

1月 5日 (火)	11時00分～	新年に集う会【中止】
8日 (金)	9時30分～	総務産業常任委員会
	13時30分～	文教民生常任委員会
10日 (日)	11時00分～	成人式記念式典(総合市民センター)
12日 (火)	9時30分～	議員協議会
15日 (金)	13時30分～	三重県松阪市w e b視察(委員会室)
21日 (木)	9時30分～	議会運営委員会
27日 (水)	17時00分～	新年懇談会(商工会議所)【中止】
29日 (金)	13時30分～	東播・淡路市議会議長会定例会 (高砂市)
29日 (金)	18時30分～	東京西脇多可の会【中止】
2月 5日 (金)	9時30分～	総務産業常任委員会
9日 (火)	9時30分～	議員協議会
10日 (水)	13時30分～	北はりま消防組合議会定例会
12日 (金)	9時30分～	文教民生常任委員会
	13時30分～	兵庫県市議会議長会総会(舞子ビラ)
15日 (月)	14時00分～	全国市議会議長会 正副委員長会議
	15時00分～	社会文教委員会 (東京都)
16日 (火)	13時30分～	播磨内陸医療事業組合議会定例会
18日 (木)	9時30分～	北播磨こども発達支援センター事務組合 わかあゆ園議会定例会
	13時30分～	氷上多可衛生事務組合議会定例会
19日 (金)	9時30分～	議会運営委員会
21日 (日)		第13回西脇多可新人高校駅伝競走大会 【中止】
		男子スタート 10時30分
		女子スタート 10時40分
24日 (水)	13時30分～	西脇多可行政事務組合議会定例会
25日 (木)	9時00分～	北播磨清掃事務組合議会定例会
3月 18日 (木)	午前	中学校卒業式・しばざくら幼稚園卒園式
23日 (火)	午前	小学校卒業式

事務組合議会議員及び各種審議会協議会委員等選出（案）

令和2年11月20日 議会運営委員会

名 称	人数	選 出 分 野	備 考
北播衛生事務組合議会議員	3	文教民生から 2人	組合副議長に就任
		総務産業から 1人	
北播磨こども発達支援センター事務組合わかあゆ園議会議員	2	文教民生から 2人	3年に1度組合副議長・監査委員就任(令和4年4月見直し)
北播磨清掃事務組合議会議員 (令和2年3月末をもって解散)	5	正副議長経験者から 1人	組合議長に就任 議会運営委員会で選考
		総務産業から 2人	
		文教民生から 2人	
播磨内陸医療事業組合議会議員	2	文教民生から 2人	隔年で監査委員就任
西脇多可行政事務組合議会議員	5	正副議長経験者から 1人	組合議長に就任 議会運営委員会で選考
		総務産業から 2人	
		文教民生から 2人	
氷上多可衛生事務組合議会議員	1	—	—
北はりま消防組合議会議員	2	正副議長経験者から 1人	組合議長に就任 議会運営委員会で選考
		文教民生委員長	委員長充て職
都市計画審議会委員	5	総務産業正副委員長	正副委員長充て職
		総務産業から 1人	
		文教民生から 2人	
北はりまハイランド推進協議会委員	1	議長	充て職
主要地方道西脇八千代市川線整備促進期成同盟会	3	議長	充て職
		総務産業正副委員長	正副委員長充て職
主要地方道西脇篠山線整備促進期成同盟会	2	議長	充て職
		総務産業委員長	委員長充て職
加古川中流域整備促進期成同盟会	2	議長	充て職
		総務産業委員長	委員長充て職
国道427号・都市計画道路西脇上戸田線整備促進期成同盟会	2	議長	充て職
		総務産業委員長	委員長充て職
加古川改修促進期成同盟会	1	議長	充て職
北播磨ハイランド・ふるさと街道整備促進期成同盟会	2	議長	充て職
		総務産業委員長	委員長充て職
国道175号整備促進期成同盟会	1	議長	充て職

令和2年11月1日

令和 2. 11. 20

議会運営委員会で取り組む課題について

① 総合計画を議決事件とすることについて

・過去の経過

- ・平 31(2019)年 1月 17 日 議会運営委員会
 - ・「総合計画基本計画の議決について」以下の確認をしている。
 - ・現在、行っている基本構想の審査でも相当の労力を要しており、今回の審査状況を踏まえて判断すべき。
 - ・基本計画だけでなく、他の分野ごとの計画も議決事件とすべきか検討が必要等の意見 ⇒ 4月に改めて協議
 - ・また、議長から、総合計画を改めて認識するため勉強会が必要ではないかとの提案を受け、来年度に実施する方向で講師や講義内容を検討。
 - ・平 31(2019)年 3月 27 日 議会運営委員会
 - ・「総合計画基本計画の議決について」以下の確認をしている。
 - ・基本計画を議決事件とすることについて、各会派等で議論し、あらためて協議する。(当時、基本構想策定中で、その段階で議決事件を議論すると混乱をきたすと判断)
 - ・今回の基本構想特別委員会の審査状況を踏まえ、他の計画も含めて4月以降に改めて協議する。

日 程

11月 問題提起

- ・総合計画に関連して政策等形成過程資料が提出されているが、十分な活用が図れているか？
- ・12月議会での補正予算段階において、令和2年度の進捗状況を調査し、資料を有効利用する。
- ・総合計画のもとでの事務事業を評価しているが、総合計画との関連性で評価を行っているか
- ・上記を再認識して下記の日程

1月頃 総合計画についての研修実施

2月 議会運営委員会で議論（議論の内容は状況を鑑み提示）

3月 予算議案において、政策等形成過程資料を有効利用

4月 議会運営委員会で議論・各会派等で議論

5月

7月

8月 一定の方向性を検討

②公聴会・参考人招致等専門的知見・大学連携について

・日 程

- 11月 問題提起（別紙資料参照）
- 2月頃 課題についての研修を実施
- 4月 議会運営委員会で議論・各会派等で議論
- 5月 議会運営委員会で議論
- 7月 一定の方向性を検討

③議会選出の監査委員

④議長の常任委員会所属

・日 程

- 4月 問題提起
- 5月 議会運営委員会で議論
- 7月 会派・部屋ごとに意見をまとめる
- 8月 結論を出す

⑥組合議会・各種審議会について

総合計画について

これまで総合計画については、地方自治法第2条第4項において、市町村に対し、総合計画の基本部分である「基本構想」について議会の議決を経て定めることが義務付けされていた。

地方自治法第2条第4項(改正前)

市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない。

地方自治法改正後

国の地域主権改革の下、2011（平成23）年5月2日に「地方自治法の一部を改正する法律」が公布され、基本構想の法的な策定義務がなくなり、策定及び議会の議決を経るかどうかは市の独自の判断に委ねられることとなった。しかし、同日付けで総務大臣から、引き続き個々の自治体の判断で、地方議会の議決を経て基本構想の策定を行うことが可能である旨の通知が出された。この通知に基づき、条例を根拠にして基本構想を策定する地方自治体が増えていく。

総務大臣通知（総行行第57号 総行市第51号 平成23年5月2日）抜粋

第4 地方分権改革推進計画に基づく義務付けの廃止に関する事項

市町村の基本構想に関する規定を削除することとされたこと。（旧法第2条第4項関係）

なお、改正法の施行後も、法第96条第2項の規定に基づき、個々の市町村がその自主的な判断により、引き続き現行の基本構想について議会の議決を経て策定することは可能であること。

西脇市の現状

西脇市自治基本条例

平成25年4月1日 施行

第8章 市政運営

（総合計画）

第25条 市長は、この基本条例で定める基本理念及び基本原則に基づき、市の最上位計画として、基本構想、基本計画及び行動計画により構成される総合計画を策定し、総合的かつ計画的な市政を運営するものとします。

2 市長は、総合計画の策定、見直し及び進行評価に当たっては、市民の意見を適切に反映するため、広く市民の参画を得るものとし、基本構想については、別に条例で定めるところにより、議会の議決を経るものとします。

3 執行機関は、個別政策分野に係る計画を策定するときは、総合計画との

整合を図るものとします。

- 4 市長は、総合計画について市民への周知を図り、その進行管理を適正に行うとともに、社会情勢に十分配慮し、必要に応じて見直しを図らなければなりません。

基本構想

長期的な展望の下、将来における本市の目指すべき姿を明らかにするとともに、その将来像を実現するための政策展開の基本的な方向性を示します。

基本計画

基本構想を踏まえ、その実現に向けた施策の展開方針を示すとともに、効果的な計画行政を展開するために、具体的な目標や施策を明らかにします。

行動計画

基本計画に定めた施策について、財政的な見通しを踏まえ、取組の具体的な内容を体系的にとりまとめます。行動計画は本計画とは別に作成します

西脇市総合計画審議会条例 平成 18 年 3 月 30 日条例第 1 号

西脇市総合計画推進本部設置規程 平成 19 年 10 月 1 日訓令第 19 号

地方自治法第 96 条第 2 項の規定による西脇市議会において議決すべき事件を定める条例

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 2 項の規定による議会において議決すべき事件を次のように定める。

- (1) 西脇市自治基本条例（平成 25 年西脇市条例第 1 号）第 25 条に規定する基本構想を策定し、変更し、又は廃止すること。
- (2) 定住自立圈形成協定を締結し、若しくは変更し、又は同協定の廃止を求める旨を通告すること。

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

余市町の総合計画を議会の議決事件として定める条例 平成 23 年 9 月 30 日

余市町の総合計画(町において総合的かつ計画的な行政運営を図るための長期的な方針を定めた基本構想及び基本計画をいう。)に関し、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 2 項の規定に基づき議会の議決すべき事件を次のように定める。

- (1) 総合計画を定めること。
- (2) 総合計画を変更すること。
- (3) 総合計画を廃止すること。

公聴会等の課題

公聴会

- 1、定例会の期間中に開催するのは日程的に困難
- 2、通常議会であったとしても、議案が出てから公聴会を開催する日程が取れるのか。
- 3、「議案上程前に市政の重要課題に関して」の「市政の重要課題」と議案は同じものを想定しているのか
- 4、「議会運営委員会で公聴会の対象議案を絞る」ことをして、公述人の募集を開始するとあるが、日程的に可能か？
- 5、議案に対しての市民の意見をどの様な形で聞くかという課題として、形に捕らわれず検討してはどうか。

専門的知見の活用

- 1、議案の審査に関して学識経験者の専門的知見を定例会中で得ることは、日程的に可能か？
- 2、事務調査であれば年間を通しての調査になるので専門的知見の活用は可能。
- 3、常任委員会や特別委員会での活用を促進することを検討。

参考人制度

- 1、参考人は委員会の所管事務調査について、利害関係者等の意見を聞くことが出来る。これは現在委員会での事務調査において一般会議を開催しているが、それに該当すると考える。一般会議は関係者が主であったが、学識経験者の意見を聞く機会を設けていく。

大学との連携

- 1、専門的知見の活用や参考人制度を動かしていくことで必要性に迫られて大学との連携が課題となる。まずは、この二つを動かすように努力する必要がある。

自治体議員の皆様、こんにちは。今回は公聴会や参考人についてお届けします。難しい内容の議案のときなどに「専門的な知識のある方から分かりやすい説明をもらえれば、より深い審議ができるのになあ」と考えたことはありませんか。専門的知見の活用のひとつとして、これらの制度について考えていきましょう。

議会事務局実務研究会 林敏之

そもそも公聴会って何？

全国の自治体議会で制定されている議会基本条例の多くで「公聴会制度及び参考人制度を活用する」とうたわれていますが、制度自体は知っているものの、活用したことがない議会が多いのが現状ではないでしょうか。実際に平成28年中に公聴会を行った議会は奈良市議会※のみでした。

さて、公聴会とは地方自治法で定められているとおり、利害関係者や学識経験者等から「予算その他重要な議案、請願等について」意見を聞くものです。議会での審査の参考とするために開催するものであり、利用を見込んで平成24年の地方自治法改正により委員会だけではなく本会議においての開催も可能になりました。

意見を述べる公述人は、賛成と反対の立場の方が同数になるように配慮して決定します。様々な立場の方の意見を聞いて質疑を行うことにより、議案等への理解を深めることができます。

※早稲田大学マニフェスト研究所「議会改革度調査2016」

何で公聴会の開催が少ないの？

公聴会の開催が進まない一因として、その手続の煩雑さが指摘されています。全国市議会議長会の標準市議会委員会条例によると、①議長が公聴会開催の承認をする、②日時、場所、案件等を公示して公述人を募集する、③公述人になりたい人がその理由と賛否を文書で当該委員会に申し込む、④賛否が偏らないように公述人を決定し通知する、とあります。

公示の方法や期間、公述人を決定することなどを考えると、公聴会を行うには多くのステップがあり、開催にこぎつけるまでの労力が大変そうだと考えてしまうのが自然です。まともに行うと、公聴会開催を決めてから実際に開催するまで2、3か月くらいかかるてしまうのではないかでしょうか。そうすると、話題の鮮度が下がってしまうのは否めません。

議会基本条例で公聴会制度の活用とうたってはみたものの、いざとなって考えるとハードルが高いと改めて感じた議会も多いのではないでしょうか。平成28年中に唯一、公聴会が開催されたのは奈良市議会ですが、これは住居表示に関する法律5条の2第6項で公聴会を開かなければならないと定められている

議案が提出されたためであり、議会として積極的に開催したものではありませんでした。

栗山町議会

地方自治法に定められている常任委員会・特別委員会での公聴会制度や参考人制度を十分に活用した中で提案権・修正権の行使や意見を付けて議決することにより、一層、住民の目線で活動し、従来の監視型議会から脱皮し、行動する議会に変化してきました。

従来から本町議会は、参考人制度を積極的に活用し、実践していますが、議会が住民の考えを汲み取ることで、住民が求める政策に近づけることができ、その政策水準を高めることができます。

提案事例：

栗山町議会情報公開条例、

栗山町議会政務調査費に関する条例、

栗山町議会基本条例

修正事例：

ごみ有料化に伴う料金及びごみ袋の大きさを修正（H15）、

保育所民営化の実施期日を1年延期（H17）

付帯意見：

ごみ有料化の取扱い（H15）、

水道料金の改定（H17）、

公共施設使用料の改定（H17）

栗山町議会

財政問題に弱い議員の現状の打破することを目的として、平成14年6月から9ヶ月にわたって、本町の財政状況を検証しました。

長らく議員は、財政問題に弱いとされてきましたが、町職員でさえも主に財政担当の職員しか理解できないような予算・財政問題をその基本から検証し、予算の専門用語を含め、一般会計、特別会計、企業会計の仕組みを徹底的に研究し、議会全体の力量を高めることに集中してトライしました。

そして、この現状を打破することが、議会としての力量をつける第一歩であり、財政的視点から議論することができるようになることは、今日の危機的財政状況下においては非常に重要な意味を持ちます。

このことは、近い将来に取り組まなければならない合併問題を議論する上でも、また、近隣市町村との本格協議をする上でも、本町や他市町村の財政状況を的確に理解できることになります。

同様の特別委員会を平成18年6月定例会で再度立ち上げ、前回と比べてどの様な状況にあるか検証する予定です。

令和2年度及び3年度委員会・議員協議会等の開催予定

令和3年度の各委員会・議員協議会の日程案を下記のとおりまとめましたのでご確認の上、ご予定くださいますようお願いいたします。
 なお、今後、外せない会議・行事等が重複し変更ざるを得ない場合、事前に委員長と調整させていただきます。
 いざれも、午前9時30分（太字部分は午後1時30分）から開催の予定です。

会議名	先例事項	1月	2月	4月	5月	7月	8月	10月	11月
議会運営委員会	第3木曜日	21日・木曜日	19日・金曜日	15日・木曜日	(定例会前)	15日・木曜日	(定例会前)	21日・木曜日	(定例会前)
議員協議会	第2火曜日	12日・火曜日	9日・火曜日	13日・火曜日	11日・火曜日	13日・火曜日	10日・火曜日	12日・火曜日	9日・火曜日
総務産業常任委	第1金曜日	8日・金曜日	5日・金曜日	2日・金曜日	初常任委員会	2日・金曜日	6日・金曜日	1日・金曜日	5日・金曜日
文教民生常任委	第2金曜日	8日・金曜日	12日・金曜日	9日・金曜日	初常任委員会	9日・金曜日	13日・金曜日	8日・金曜日	12日・金曜日

会議名	先例事項	令和4年1月	令和4年2月
議会運営委員会	第3木曜日	20日・木曜日	(定例会前)
議員協議会	第2火曜日	11日・火曜日	8日・火曜日
総務産業常任委	第1金曜日	7日・金曜日	4日・金曜日
文教民生常任委	第2金曜日	14日・金曜日	14日・月曜日

◆アンダーライン箇所の日程変更理由

- ①総務：1月8日・金曜日…1日・金曜日はお正月休みのため
- ②議運：2月19日・金曜日…3月定例会前の議運
(令和4年)
- ③文教：2月14日・月曜日…11日・金曜日が祝日のため